

変更の理由及び今回の調整の考え方

1. 従来の算定方式は、所要の安全率を付加することのみが定められており、十分な積立金があっても、減額はできない仕組みとされてきた。
2. しかしながら、近年の低被害により、多くの共済団体に積立金が蓄積されていることから、農家負担、国庫負担の軽減を図る観点から、共済掛金の引下げも可能となるよう見直すこととする。

共済掛金の引下げ措置

- 近年の低被害により、多くの共済団体に積立金が蓄積されており、毎年無事戻しが行われている。
- 無事戻しの場合、共済掛金は変わらないため、国庫負担(共済掛金の1/2を負担)は軽減されない。
そこで、共済掛金の引下げにより、農家負担を軽減しつつ、国庫負担の軽減を図ることとする。
- 共済団体の保有する積立金の水準は、団体ごとに様々であることから、それぞれの積立水準に応じて引下げを行うこととする。

共済団体分の共済掛金の引下げ措置(案)

積立金の水準	引下げ幅
法定水準の2倍以上	1/2カット
法定水準の1～2倍	1/3カット
法定水準未満	カットは行わない

(注1) 掛金引下げ後の積立金の水準が農業者への共済金の支払に支障を来すおそれがある場合には、引下げ幅に一定の配慮を行う。

(注2) 積立金の法定水準とは、共済団体が責任を持って最大限支払わなければならないような大きな被害が3～6年分発生しても、その責任が果たせるような額。